

筑後市公式 Twitter 運用方針

(Twitter について)

第 1 条 Twitter (ツイッター) とは、運営会社が運営する、ミニブログ形式の情報サービスである。140 文字以内の情報をツイートする (つぶやく) ことで一般公開され、その内容をパソコンや携帯電話・スマートフォンなどの情報端末から自由に閲覧でき、また情報のやり取りが可能となっている。

(目的)

第 2 条 Twitter の自由度や情報拡散性を利用し市政情報を発信する広報媒体として利用するために、その運用に関する具体的な投稿手順やルールをこの運用方針で定める。

(適用範囲)

第 3 条 この運用方針は、筑後市公式 Twitter を運用する全ての者に適用する。

(管理)

第 4 条 アカウントは本市公式のものを一つ設置し、その管理は総務広報課が行う。また、当該アカウントは Twitter 社の認証を受け、同社が提供するライフラインアカウント検索に掲載するものとする。

(使用端末)

第 5 条 本市公式アカウントは、原則として職場のパソコンと公用端末でログインすることとする。

(投稿)

- 第 6 条 投稿者は、総務広報課職員とする。ただし、緊急・災害時はその限りではない。
- 2 投稿内容は、原則として「広報ちくご」と「市ホームページ」に掲載する情報、報道機関に提供する情報、または緊急・防災情報とその関連情報とする。
 - 3 リツイート (RT)、ダイレクトメッセージ (DM)、リプライ、メンションは原則として使用しないものとする。

(フォロー)

- 第 7 条 フォローを受けた場合は、原則として拒否 (ブロック) しないものとする。
- 2 本市公式 Twitter 運用に対しての明らかな妨害または妨害と判断できる場合、または悪質なスパムと判断できる場合はこの限りではない。
 - 3 筑後市からは、原則フォローをしないものとする。ただし、公式アカウントの確認がとれる国または地方公共団体の運用するアカウントはこの限りではない。

(乗っ取り・成りすましへの対応)

第 8 条 アカウントが乗っ取られた場合や成りすましを発見した場合は、速やかに Twitter サポートに連絡し対応を要請するとともに、市公式ホームページでアカウントを明記したうえで注意を促すものとする。

(遵守事項)

第 9 条 この運用方針のほか、筑後市ソーシャルメディア等の利用に関するガイドライン、筑後市公式 Twitter 利用規約、Twitter ルール、関連法令、関連条例を遵守すること。

(停止または削除)

第 10 条 Twitter の運用が困難と判断される場合には、市ホームページに明記したうえで速やかに Twitter を停止、またはアカウントを削除するものとする。

(その他)

第 11 条 投稿内容に関しては、総務広報課がその責を負うものとする。

2 この運用方針に定めがない事項については、総務広報課が適切な判断を行うものとする。

平成 25 年 3 月 1 日 策定

令和 4 年 4 月 1 日 改定